

戸田市障害者移動支援事業実施要綱
(目的)

第1条 戸田市障害者移動支援事業（以下「事業」という。）は、屋外での移動に困難がある障害者・児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行なうことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、戸田市とする。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出で別表第1に定める移動を支援するものとする。

(サービス提供団体)

第4条 サービスを提供する団体（以下「団体」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業者で、居宅介護を行う団体とする。

(団体登録)

第5条 団体は、事前に市に登録をした上で、協定を締結するものとする。

2 団体の登録をしようとする者は、戸田市移動支援事業団体登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、戸田市移動支援事業団体登録決定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(サービス提供者)

第6条 サービス提供者は、前条第2項の規定により登録した団体（以下「登録事業所」という）に勤務する従業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 居宅介護職員初任者研修課程の修了者

- (3) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程の修了者
 - (4) 介護職員初任者研修課程の修了者
 - (5) 行動援護従業者養成研修の修了者（知的障害者外出介護従業者養成研修課程の修了者を含む）
 - (6) 重度訪問介護従業者養成研修の修了者
 - (7) 同行援護従業者養成研修の修了者
 - (8) 平成18年9月30日までに視覚障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者
 - (9) 平成18年9月30日までに全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者
 - (10) 平成25年3月までに介護職員基礎研修課程を修了した者
 - (11) 平成25年3月までに居宅介護従業者養成研修課程を修了した者
 - (12) 平成25年3月までに訪問介護員養成研修課程を修了した者
- （対象者）

第7条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う全身性障害者（児）及びこれに準ずる者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年7月23日埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- (4) 医師により発達に障害があると診断された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（利用手続）

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市移動支援事業利用登録申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、戸田市移動支援事業利用決定・却下通知書（第4号様式）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、戸田市障害者移動支援事業受給者証（第5号様式）（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定による利用決定の有効期間は、最長で1年とする。

4 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）がこの事業を利用しようとするときは、戸田市障害者移動支援事業受給者証を登録事業所に提示し、登録事業所に直接依頼するものとする。

（利用の取消し）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他市長が利用を不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、戸田市移動支援事業利用決定取消通知書（第6号様式）により利用者又はその保護者等に通知するものとする。

（登録事業所の届出義務）

第10条 登録事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに戸田市移動支援団体登録変更・中止届（第7号様式）を市長に届け出なければならない。

（利用者の届出義務）

第11条 利用者又はその保護者等は、次に掲げる事項に該当するときは、戸田市移動支援事業利用登録変更・中止届（第8号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

2 利用者又はその保護者等は、決定通知書若しくは受給者証をき損し、又は

紛失したときは、直ちに戸田市移動支援事業利用決定通知（受給者証）再交付申請書（第9号様式）を市長に提出し、決定通知書（受給者証）の再交付を受けなければならない。

（利用者の負担）

第12条 利用者又はその保護者は、利用料として市長が別に定める事業経費の100分の10に相当する額を、利用する登録事業所に支払うものとする。

2 利用者の負担上限月額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条で定める額とする。

（利用料の免除）

第13条 市長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれか該当するときは、前条に規定する利用料の額を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯

(2) 別表第1中1で定める移動

（費用の支弁及び請求）

第14条 市長は、この要綱に定める登録事業所に対し、事業のサービス提供に要する経費を支弁する。

2 前項の経費請求を受けようとする登録事業所は、事業を提供した月の翌月10日までに、戸田市移動支援事業請求書（第10号様式）及び戸田市移動支援事業提供実績記録表（第11号様式）を提出しなければならない。

（登録事業所の遵守事項）

第15条 登録事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 登録事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業所は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

らない。

- 5 登録事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。
- 6 登録事業所及び従業者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
- 7 登録事業所は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第16条 利用者又はその保護者は、利用者登録証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
(平成19年度から平成20年度までにおける利用者の負担上限月額に係る特例)
- 2 第12条第2項の規定にかかわらず、平成19年度から平成20年度までの利用者の負担上限月額については、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）附則第6条、第7条及び第7条の2に定める額とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱中第1条の規定は平成28年1月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市障害者移動支援事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができ

るものとする。

別表第1（第3条及び第13条関係）

項 目	内 容
<p>1 社会生活上必要不可欠な移動</p>	<p>ア 権利・義務に関する相談・手続き イ 学校行事への参加、PTA活動など ウ 家計の維持、財産の保全に係る手続きなど エ 日常生活上必要な買い物など オ 理容、美容、着付けなど カ 住居の取得・賃貸借・維持管理・補修などに係る契約・相談など キ 官公庁や金融機関への外出 ク 公的行事への参加 ケ その他前各号に準ずる移動支援</p>
<p>2 社会参加のための移動</p>	<p>ア 各種行事・研修会 イ 冠婚葬祭 ウ 余暇・スポーツ・文化活動への参加 エ 初詣・墓参りなど社会的習慣 オ ボランティア活動など カ 通学のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合） キ 通所のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合） ク 外食 ケ レジャー・レクリエーション・旅行（日帰りでの移動）・スポーツ観戦 コ 映画鑑賞・観劇等 サ その他前各号に準ずる移動支援</p>